

## 提出された工事費内訳書の不備等により無効の入札となる取扱いについて

四国地方整備局

入札の際、提出を求めている工事費内訳書の確認について、厳正かつ効率的に行うことを目的として、以下のとおり措置を実施する。

なお、この取扱いは入札公告又は指名通知を行う全ての工事について対象とする。

### 記

#### 1. 提出された工事費内訳書に不備があり、無効な入札であるとする取扱いについて

提出された工事費内訳書が「未提出又は不備がある」として別表各項に該当する場合は、競争契約入札心得第8条第1項第5号に該当する入札であるとして、当該工事費内訳書提出業者の入札は無効となるので、注意されたい。上記及び別表については入札説明書、指名通知書に記載するので、必ず確認すること。

#### 別表

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合(※1、2)
5 その他未提出又は不備がある場合		

※1: 調査基準価格が設定されていない場合は、「内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合」と読み替えるものとする。なお、「内訳書の合計金額」とは、単に工事費内訳書の合計金額欄に記載した金額ではなく、各項目に記載された金額の合計をいう。

※2: 別表の4(4)に該当する場合にあっても、端数処理等による「軽微な差異」と判断される場合は、入札を無効としない。その場合、入札参加者に対して工事費内訳書の記載内容について説明を求めることがある。ただし、入札金額が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、工事費内訳書の合計金額を入札金額に一致させ、その差異を一般管理費等により調整する。